

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付要領

【介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業】

（目的）

第1条 この要領は、「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（令和5年3月30日付け厚生労働省発社援0330第61号厚生労働事務次官通知）及び「介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について」（令和3年5月7日付け社援発0507第1号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「高知県社協」という。）が実施する介護福祉士・社会福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）について、その貸付方法や事務手続等を規定し、修学資金の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

（貸付対象者）

第2条 貸付資金の貸付対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- （1）原則として高知県内の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は高知県知事の指定した介護福祉士実務者研修施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す者
- （2）次のアからエまでのいずれかに該当する者であって、卒業後に別紙1に定める区域及び職種
の業務に従事しようとする者
 - ア 高知県内に住民登録をしている者
 - イ 高知県内の実務者研修施設の学生である者
 - ウ 実務者研修施設の学生となった年度の前年度に高知県内に住民登録をしていた者であり、かつ、実務者研修施設での修学のため転居をした者
 - エ アからウに限らず、貸付けを受けようとする者が、養成施設を卒業後に別紙1に定める区域及び職種の業務に従事しようとする者であると高知県社協会長が認めた者

（貸付期間、貸付額及び利子）

第3条 貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。

- 2 貸付額は、授業料・実習費等分（20万円以内）で、1回のみとする。
- 3 利子は、無利子とする。

（貸付申請）

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、別紙2に掲げる書類を添えて、高知県社協会長に提出しなければならない。なお、別紙2に掲げる書類のほか、本会が審査に必要とする書類の提出を申請者に求めることができる。

- 2 貸付申請者が未成年者であるときは、申請書に当該貸付申請者の法定代理人（親権者、未成年後見人等）が連署しなければならない。

（連帯保証人）

第5条 貸付申請者は、連帯保証人を1名以上立てなければならない。なお、貸付申請者が未成年者である場合の連帯保証人は法定代理人でなければならない。ただし、当該法定代理人が返還債務を

負担する資力を有しない場合は、別に返還債務を負担する資力を有する者を立てなければならない。

2 次の各号の要件を満たす個人を連帯保証人とすることができる。

(1) 連帯保証人は、成年の者でなければならない。なお、連帯保証人のうち1人は返還債務を負担する資力を有する者でなければならない。

(2) 日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格を持つ外国籍の者でなければならない。

(3) 連帯保証人は、法定代理人である場合を除き、本修学資金の借受人又は連帯保証人になっていないこと。

3 前項に定める連帯保証人を立てることが困難であると認められる場合は、次の各号の要件を満たす法人を連帯保証人とすることができる。

(1) 法人として登記されていること。

(2) 健全な財務体質を有していること。

(3) 保証能力を有していること。

(4) 連帯保証人として、返還完了まで借受人の債務を保証することを理事会又は取締役会で決定していること。

4 連帯保証人は、貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとする。

(貸付の選考及び決定)

第6条 貸付申請書類を審査し、高知県社協で選考するものとする。

2 高知県社協会長は、選考結果に基づく貸付けの可否を貸付申請者に通知するものとする。

3 貸付けの決定を受けた者(以下「貸付決定者」という。)は、高知県社協が指定する日までに借用証書(第4号様式)を提出しなければならない。

(連帯保証人の変更)

第6条の2 貸付決定者は、連帯保証人の死亡等に伴い連帯保証人を変更しようとするとき、又は高知県社協会長が連帯保証人を不相当と認めて変更を命じたときは、直ちに連帯保証人変更申請書(第14号様式)に保証書(第15号様式)及び連帯保証人の収入又は所得若しくは資産を証明する書類を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

(貸付資金の交付)

第7条 貸付資金は、一括交付とする。

2 貸付決定者は、あらかじめ修学資金の振込先を高知県社協会長に届け出(第5号様式)しなければならない。なお、振込先は貸付決定者の名義とする。

3 貸付決定者は、高知県社協会長が指定する期日までに請求書(第6号様式)を提出しなければならない。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第8条 高知県社協会長は、貸付決定者が次の各号の一に該当するときは、その契約を解除するものとする。この場合にあつて、第1号及び第4号については、当該事由が生じた日をもって契約が解除されたものとみなす。

(1) 退学したとき

(2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき

(3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき

- (4) 死亡したとき
- (5) 修学生が貸付資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
- (6) その他資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(返還債務の当然免除)

第9条 貸付決定者が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 貸付決定者で実務者研修施設を卒業した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあつては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、かつ別紙1に定める区域及び職種の業務に介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年間、引き続き従事したとき。
- (2) 第1号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 前項第1号の場合、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。
- 3 従事する事業所の法人における人事異動等により、貸付決定者の意思によらず、高知県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入するものとする。
- 4 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であつて、高知県社協会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、第1項第1号に規定する「実務者研修施設を卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えるものとする。但し、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であっても、受験資格発生後に実施される国家試験に3回以内に合格した場合に限る。
- 5 介護福祉士資格取得者が別紙1に定める職種として従事することができなかった場合であつて、別紙1に定める職種の業務を行う施設・事業所等において、実務者研修施設卒業後1年以内に別紙1に定める職種以外の職種に採用された者については、高知県社協会長が本人の申請に基づき別紙1に定める職種に従事する意思があると認めた場合、第1項第1号に規定する「実務者研修施設を卒業した日から1年以内」を、「実務者研修施設を卒業した日から2年以内」と読み替えるものとする。
- 6 事業所等に在籍した期間が730日以上であり、かつ、業務に従事した日数が360日以上であることを要すること。
なお、同時に2以上の事業所等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

(返還の債務の裁量免除)

第9条の2 高知県社協会長は、貸付決定者が、次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付資金を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部

- (2) 長期間所在不明となっている場合等貸付資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部
- (3) 180日以上別紙1に定める区域内において、第9条第1項に規定する業務に従事したとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部
- 2 前項の第1号及び第2号に規定する返還の債務の裁量免除は、相属人または連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。
- 3 第1項第3号に規定する返還の債務の裁量免除は、その適用を機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しないものとする。
- 4 裁量免除の額は、別紙1に定める区域内において、第9条第1項に規定する業務に従事した期間（第9条第6項と同様）を、360日で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）に乗じて得た額とする。

（返還債務の免除申請及び決定）

- 第9条の3 第9条に規定する返還債務の当然免除又は第9条の2に規定する返還債務の裁量免除を受けようとする者（以下「免除申請者」という。）は、貸付資金返還免除申請書（第7号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。
- 2 高知県社協会長は、第9条に規定する返還債務の当然免除又は第9条の2に規定する返還債務の裁量免除について免除申請者から申請があったときは、審査するものとする。
- 3 高知県社協会長が第9条の2第1項第2号に規定する返還の債務の裁量免除を行う場合、その妥当性について高知県知事の承認を得るものとする。
- 4 高知県社協会長は、返還債務の免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を免除申請者に通知するものとする。

（返還）

- 第10条 貸付決定者が、次の各号の一に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付資金を返還しなければならない。
- (1) 貸付資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 当該実務者研修施設を卒業した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあつては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。）から1年以内に介護福祉士として登録せず、別紙1に定める区域及び職種の業務に従事しなかったとき。
- (3) 別紙1に定める区域及び職種の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 返還期間は、貸付決定者と協議のうえ、最大12ヶ月までとする。
- 3 返還の方法は、月賦又は半年賦の均等払方式によるものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第11条

当然猶予

高知県社協会長は、貸付決定者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 貸付資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該実務者研修施設等に在学しているとき。
- (2) 当該研修施設等を卒業後さらに他種の養成施設等において修学しているとき。

2 裁量猶予

高知県社協会長は、貸付決定者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 別紙1に定める区域内において第9条第1項に規定する業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還猶予申請及び決定)

第11条の2 貸付決定者で返還の債務の履行猶予を受けようとする者(以下「猶予申請者」という。)は、返還猶予申請書(第8号様式)に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

2 高知県社協会長は、返還の債務の履行猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を猶予申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第12条 貸付決定者が、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに高知県社協会長に届出(第9号様式)しなければならない。

- (1) 退学したとき。
- (2) 停学又は退学の処分を受けたとき。
- (3) 貸付資金の借受けを辞退するとき。

2 貸付資金の貸付けの決定又は貸付けを受けた者が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を確認できる書面を添えてその旨をすみやかに高知県社協会長に届出(第10号様式)しなければならない。

3 貸付決定者、法定代理人(親権者、未成年後見人等)又は連帯保証人の氏名・住所・電話番号・勤務先に変更があった場合は、その旨を直ちに高知県社協会長に届出(第11号様式)しなければならない。ただし、第5項に該当する場合であって、勤務先の変更のみであるときは、この届出を省略できるものとする。

4 貸付決定者が、別紙1に定める区域及び職種の業務に従事したときは業務従事届(第12号様式)により、直ちに高知県社協会長に届け出なければならない。また、当該業務従事先に1年を超えて従事する場合は、業務従事後1年ごとに業務従事届(第12号様式)を提出するものとする。

5 前項の業務従事届(第12号様式)を提出した者が別紙1に定める区域及び職種の業務従事先を変更したときは、変更後の業務従事届(第12号様式)に変更前の業務従事期間証明書(第13号様式)を添えて、直ちに高知県社協会長に届け出なければならない。

6 貸付決定者が実務者研修施設を卒業し、介護福祉士登録簿に登録を行った場合は、すみやかにその登録証の写しを高知県社協に提出しなければならない。

7 貸付決定者が、第10条第1項の規定に該当した場合には、本人(該当事由が本人の死亡である

ときは連帯保証人)は返還届(第16号様式)を遅滞なく高知県社協会長に提出しなければならない。

- 8 貸付決定者が、当該実務者研修施設を卒業した日(実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあつては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。)から1年を経過した時点で介護福祉士国家試験に合格していないとき、又は別紙1に定める区域及び職種の業務に従事していないときは、現況届(第17号様式)をすみやかに高知県社協会長に提出しなければならない。

(他種の養成施設等)

第13条 貸付決定者において、第9条第2項、第10条第1項及び第11条第1項第2号に規定する「他種の養成施設等」は、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設であること。

(勤務期間の計算)

第14条 貸付決定者で貸付資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、介護福祉士の業務に従事した日の属する月から業務をしなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(延滞利子)

第15条 第10条第1項の規定により修学資金を返還しなければならない者が、正当な理由がなく同条第2項に定める期間の最終日(以下、この条において「最終返還期限」という。)までにこれを返還しなかったときは、当該最終返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセント(但し、令和2年3月31日以前に貸付契約を締結したものについては年5パーセント)の割合で計算した延滞利子を納めなければならない。

- 2 当該延滞利子が、払い込みの請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができるものとする。

(実施細目)

第16条 この要領に定めるもののほか、貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成28年3月30日制定)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行し、平成28年10月11日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年3月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 月 26 日から施行する。

別紙 1 修学資金の返還免除に係る区域及び対象業務

1 区域

(1) 高知県の区域

(2) 以下の施設等において業務に従事する場合は、全国の区域

国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等

※国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。

2 対象業務

昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（以下「業務の範囲等の通知」という。）に基づいた次に掲げる職種

(1) 相談援助業務 「業務の範囲等の通知」の別添1に定める職種

（例：知的障害児施設の児童指導員、老人デイサービスセンターの生活相談員、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員等）

(2) 介護等の業務 「業務の範囲等の通知」の別添2に定める職種

（例：特別養護老人ホームの介護職員、身体障害者更生施設の介護職員、指定居宅サービスの訪問介護員等）

(3) 当該施設の長 「業務の範囲等の通知」に定める当該施設の長

対象となる施設・事業所の詳細については、付属資料1及び2を参照。なお、付属資料に記載がないものは、上記2に記載のある通知によるものとする。

別紙 2

(第4条関係) 修学資金等貸付申請書の添付書類

	申請書類
貸付申請者	1 貸付申請書（個人の場合は第1-1号様式、法人の場合は第1-2号様式）
	2 身上調書（第2号様式）
	3 業務従事の介護施設・事業所からの推薦状（第3号様式）
	4 個人情報取扱業務概要説明書（別紙） ※個人情報の取扱いに関する同意欄あり
	5 申請者の住民票（外国籍の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間等及び在留期間の満了日の記載ありのもの）
	6 実務者研修施設の受講を証明する書類
	7 第2条第1項第2項エに該当する場合、誓約書（第1-3号様式）
	8 その他必要と認められる書類
連帯保証人	個人の場合
	法人の場合
	1 住民票（外国籍の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間等及び在留期間の満了日の記載ありのもの）
	2 収入又は所得若しくは資産を証明する書類
	3 その他必要と認められる書類
	1 登記事項証明書（履歴事項全部証明書。発行後3か月以内のもの）
	2 直近3年間の決算書の写し（総括分のみ）
	（1）貸借対照表
	（2）事業活動計算書等の損益計算を表す決算書類
	（3）資金収支計算書等のキャッシュフローを表す決算書類（※作成している法人のみ）
	3 法人として連帯保証人となる決定が確認できる書類（理事会議事録、取締役会議事録の写し等）

分野	施設種類	職種	
児童分野	児童相談所	児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、心理判定員、児童指導員	
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員、少年指導員、個別対応職員	
	児童養護施設	児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、里親支援専門相談員	
	障害児入所施設 児童発達支援センター(障害児通所支援事業)	児童指導員、心理指導担当職員、児童発達支援管理責任者	
	知的障害児施設	児童指導員	
	知的障害児通園施設		
	盲ろうあ児施設		
	肢体不自由児施設		
	児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)	児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員	
	重症心身障害児施設	児童指導員、心理指導員	
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員	
	児童家庭支援センター	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)	
	障害児通所支援事業(児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行う施設	指導員、児童指導員、児童発達支援管理責任者、障害福祉サービス経験者、機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)
		医療型児童発達支援事業を行う施設	児童指導員、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員
		放課後等デイサービス事業を行う施設	指導員、児童指導員、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、障害福祉サービス経験者
		居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設	訪問支援員、児童発達支援管理責任者
		保育所等訪問支援事業を行う施設	
	障害児相談支援事業	相談支援専門員	
	乳児院	児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員	
	指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの	児童指導員	
	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設		
	利用者支援事業を行っている施設		
	児童デイサービス事業(障害児通園事業)		
	地域生活支援事業 障害児等療育支援事業を行っている施設		

分野	施設種類	職種	
児童分野	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員	
	子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業)		
	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	児童指導員	
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	
高齢者分野	介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員、介護支援専門員
		介護老人保健施設	支援相談員、相談指導員、介護支援専門員
		介護医療院	介護支援専門員
		指定介護療養型医療施設	
	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員	
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員、計画作成担当者	
	指定通所介護を行う施設	生活相談員、生活指導員	
	指定短期入所生活介護を行う施設		
	指定通所リハビリテーションを行う施設	支援相談員	
	指定短期入所療養介護を行う施設		
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター	
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者	
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護支援専門員	
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設		
	指定複合型サービスを行う施設		
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員、介護支援専門員	
	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員	
	介護予防支援事業を行っている事業所		
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	
	養護老人ホーム	生活相談員、生活指導員	
	特別養護老人ホーム		
	軽費老人ホーム		
	老人福祉センター	相談・指導を行う職員	
	老人短期入所施設	生活相談員、生活指導員	
	老人デイサービスセンター		
	老人介護支援センター	相談援助業務を行っている職員	
	有料老人ホーム	生活相談員	
	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員	
	生活支援ハウス	生活援助員	
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業	相談援助業務を行っている生活援助員	
	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員	
	障害者分野	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー
		身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
点字図書館		相談援助業務を行っている職員	
精神保健福祉センター		精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー	
知的障害者更生相談所		知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー	

分野	施設種類	職種	
障害者分野	障害者支援施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者	
	地域活動支援センター	指導員	
	福祉ホーム	管理人	
	身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設	生活支援員、生活指導員
		身体障害者療護施設	
		身体障害者授産施設	
		身体障害者福祉工場	指導員
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者授産施設	
		精神障害者福祉工場	
		精神障害者福祉ホーム	管理人
	知的障害者援護施設	知的障害者更生施設	生活支援員、生活指導員
		知的障害者授産施設	
		知的障害者通勤寮	
	障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	生活支援員、サービス管理責任者
		自立訓練を行う施設	
		就労移行支援を行う施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
		就労継続支援を行う施設	生活支援員、サービス管理責任者
		就労定着支援を行う施設	就労定着支援員、サービス管理責任者
		自立生活援助を行う施設	地域生活支援員、サービス管理責任者
		療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
		短期入所を行う施設	
		重度障害者等包括支援を行う施設	
		共同生活介護を行う施設	
		共同生活援助を行う施設	
	事業 地域生活支援	身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
		日中一時支援事業を行っている施設	
障害者相談支援事業を行っている施設			
一般相談支援事業所			
特定相談支援事業所	相談支援専門員		
相談支援事業を行う施設			
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員、ケースワーカー		
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員、就労支援を担当する職員		
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー		
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー、職場適応援助者		
障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員		
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者、就業支援担当者、生活支援担当職員		
公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター		

分野	施設種類	職種	
障害者分野	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員	
	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員	
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター、 地域移行推進員	
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設		
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設		
	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者		
その他の分野	地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー
	医療法	病院・診療所	相談員(医療ソーシャルワーカー等)、退院後生活環境相談員
	生活保護法	救護施設	生活指導員
		更生施設	
		授産施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)
		宿所提供施設	
		被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
	生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計改善支援員
	社会福祉法	福祉事務所	査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、現業員・ケースワーカー、家庭児童福祉主事、家庭相談員、面接相談員、婦人相談員、母子・父子自立支援員、母子相談員、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員、生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
			隣保館
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業(安心生活基盤構築事業)		専門員	
市(特別区を含む)町村 社会福祉協議会		福祉活動専門員、相談援助業務を行っている職員	

分野	施設種類	職種	
その他の分野	売春防止法	婦人相談所	相談指導員、判定員、婦人相談員
		婦人保護施設	生活指導員
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員、母子相談員
	刑事収容施設法	刑事施設	刑務官、法務教官、法務技官、福祉専門官
	少年院法	少年院	法務教官、法務技官、福祉専門官
	少年鑑別所法	少年鑑別所	法務教官、法務技官
	更生保護法	地方更生保護委員会	保護観察官
		保護観察所	
	更生保護事業法	更生保護施設	補導主任、補導員
	労働者災害補償保険法	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
	難病の患者に対する医療等に関する法律	難病相談支援センター	難病相談支援員
	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設		相談援助業務を行っている相談員
	母子・父子自立支援プログラム策定事業		母子・父子自立支援プログラム策定員
	就業支援専門員配置等事業		就業支援専門員
	地域福祉センター		相談援助業務を行っている職員
	就労支援事業を行っている事業所		就労支援員
	ひきこもり地域支援センター		ひきこもり支援コーディネーター
	地域生活定着支援センター		相談援助業務を行っている相談員
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所		
	ホームレス自立支援センター		生活相談指導員
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所		相談援助業務を行っている職員
	熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所		
	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所		主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計相談支援員
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関		支援コーディネーター	
厚生労働大臣が個別に認めた施設		福祉に関する相談援助業務を行っている相談員	

分野	施設種類	職種
児童福祉法関係の施設・事業	知的障害児施設	入所者の保護に直接従事する職員 ・介助員、看護補助者など
	自閉症児施設	
	知的障害児通園施設	
	盲児施設	
	ろうあ児施設	
	難聴幼児通園施設	
	肢体不自由児施設	
	肢体不自由児通園施設	
	肢体不自由児療護施設	
	重症心身障害児施設	
	重症心身障害児(者)通園事業	
	肢体不自由児施設または重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関	
	児童発達支援	
	放課後等デイサービス	
	障害児入所施設	
	児童発達支援センター	
	保育所等訪問支援	
居宅訪問型児童発達支援		
障害者総合支援法関係の施設・事業	障害者デイサービス事業	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、生活支援員など
	短期入所	
	障害者支援施設	
	療養介護	
	生活介護	
	児童デイサービス	
	共同生活介護(ケアホーム)	
	共同生活援助(グループホーム)	
	自立訓練	
	就労移行支援	
	就労継続支援	
	知的障害者援護施設	
	身体障害者更生援護施設	
	福祉ホーム	
	身体障害者自立支援	
	日中一時支援	
	生活サポート	
	経過的デイサービス事業	

分野	施設種類	職種	
障害者総合支援法関係の施設・事業	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、生活支援員など	
	訪問入浴サービス		
	地域活動支援センター		
	精神障害者社会復帰施設		
	在宅重度障害者通所援護事業		
	知的障害者通所援護事業		
	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	老人デイサービスセンター	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、介護従事者など
		指定通所介護(指定療養通所介護を含む)	
		指定地域密着型通所介護	
		指定介護予防通所介護	
		第1号通所事業	
		指定認知症対応型通所介護	
指定介護予防認知症対応型通所介護			
老人短期入所施設			
指定短期入所生活介護			
指定介護予防短期入所生活介護			
養護老人ホーム			
特別養護老人ホーム			
指定介護老人福祉施設			
指定地域密着型介護老人福祉施設			
軽費老人ホーム			
ケアハウス			
有料老人ホーム			
指定小規模多機能型居宅介護			
指定介護予防小規模多機能型居宅介護			
指定看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)			
指定訪問入浴介護			
指定介護予防訪問入浴介護			
指定認知症対応型共同生活介護			
指定介護予防認知症対応型共同生活介護			
介護老人保健施設			
介護医療院			
指定通所リハビリテーション			

分野	施設種類	職種
老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	指定介護予防通所リハビリテーション	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、介護従事者など
	指定短期入所療養介護	
	指定介護予防短期入所療養介護	
	指定特定施設入居者生活介護	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護	
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護	
	サービス付き高齢者向け住宅	
	指定訪問介護	訪問介護員、ホームヘルパー
	指定介護予防訪問介護	
	第1号訪問事業	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
指定夜間対応型訪問介護		
生活保護 法関係	救護施設	主たる業務が介護等の業務である者
	更生施設	・介護職員、介助員など
その他の社会福祉施設等	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者
	隣保館デイサービス事業	
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	・介護職員、介護員など
	ハンセン病療養所	※「ハンセン病療養所」において、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する場合は、対象外
	原子爆弾被爆者養護ホーム	
	原子爆弾被爆者デイサービス事業	
	原子爆弾被爆者ショートステイ事業	
	労災特別介護施設	
	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
	家政婦紹介所 (個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る)	家政婦

○病院または診療所

病院	主たる業務が介護等の業務である者
診療所	・介護職員、看護補助者など

※空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する場合は、対象外

○介護等の便宜を供与する事業

地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づく事業(※1)	主たる業務が介護等の業務である者
介護保険法の基準該当居宅・介護予防サービス(指定事業所は除く)(※2)	・介護職員、訪問介護員など
障害者総合支援法の基準該当障害福祉サービス(指定事業所は除く)(※2)	

以下の各サービスに準ずる事業(※1) 非営利法人が実施する介護保険法の指定(基準該当)居宅、第1号訪問事業、第1号通所事業、指定(基準該当)介護予防、指定地域密着型、指定地域密着型介護予防の各サービスまたは障害福祉サービス事業 その他の介護等の便宜を供与する事業(運営主体が法人格を有していること)(※1)	主たる業務が介護等の業務である者
---	------------------

※1 各事業を対象業務として返還猶予・返還免除を申請する場合は、次の条件すべてに該当することが確認できる書類を提出すること。

事業の種類	対象者が「高齢者」「障害児・者」である。
実施要綱・条例・定款等	「高齢者」「障害児・者」「福祉に関する・・・」等の記載がある。
事業目的・事業概要	介護等の業務を行うことが明記されている。
職種	業務分掌上「介護職員」「訪問介護員」等として配置され、主たる業務が介護等の業務である。

※2 各事業の社会福祉法人・特定非営利活動法人等の非営利法人の場合は、介護保険法の基準該当居宅・介護予防の各サービス、又は障害者総合支援法の基準該当サービスを実施している場合であって、当該サービスの指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であって、以前から同等の事業を継続的に実施しているときは、その事業に従事した期間を返還猶予・返還免除の申請できる期間の対象となります(営利法人の場合は対象となりません)。